

公募型指名競争入札の執行について

令和 7 年 9 月 29 日

大阪市計画調整局長 山田 裕文

次のとおり公募型指名競争入札を執行する。

1. 入札に付する事項	
(1) 案件名称	書類審査ソフトウェア 買入
(2) 利用開始期限	令和 7 年 12 月 10 日まで
2. 日程及び場所	
(1) 公示日	令和 7 年 9 月 29 日(月)
(2) 仕様書等交付書類交付期間	令和 7 年 9 月 29 日(月)～10 月 14 日(火)午後 5 時 (本市開庁日 午前 9 時～午後 5 時 30 分 (午後 0 時 15 分～午後 1 時を除く))
(3) 仕様書等交付書類交付場所	大阪市計画調整局企画振興部総務担当
(4) 入札参加申請書及び入札参加資格審査資料提出期間	令和 7 年 9 月 29 日(月)～10 月 14 日(火)午後 5 時 (本市開庁日 午前 9 時～午後 5 時 30 分 (午後 0 時 15 分～午後 1 時を除く))
(5) 入札参加申請書及び入札参加資格審査資料提出場所	大阪市計画調整局企画振興部総務担当
(6) 指名・非指名通知日 (予定)	令和 7 年 10 月 17 日(金)
(7) 入札日時	令和 7 年 10 月 24 日(金)午前 11 時
(8) 入札場所	大阪市計画調整局 第 1 会議室
3. 入札参加資格	
次に掲げる要件の全てに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められたものは、入札に参加することができる。	
(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。	
(2) 公募型指名競争入札参加申請書等の交付期限から入札日までの間のいずれの日においても大阪市競争入札参加停止措置要綱 (平成 7 年 4 月 1 日制定) の規定による停止措置を受けていない者であること。	
(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱 (平成 23 年 9 月 1 日制定) に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。	
(4) 令和 7・8・9 年度大阪市入札参加有資格者名簿に物品供給等用種目「登録種目 26:0A 機器・用品」での入札参加資格を有している者であること。	
(5) 関係会社の参加制限 当該入札に参加しようとする者で、次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの 1 者しか参加できないものとする なお、入札参加資格審査を経て入札指名後に次のいずれかの関係に該当することが判明した場合は、いずれの者も指名を取り消すものとする。	
① 親会社と子会社 (会社法第 2 条第 3 号及び第 4 号の規定による親会社及び子会社。以下同じ) の関係にある場合。ただし、子会社が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社 (以下、更生会社という) 又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。	
② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。ただし、子会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。	
③ 一方の会社の役員が、他方の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が、更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。	
4. 交付書類	
書類審査ソフトウェア買入に関する仕様書、公募型指名競争入札の執行に係る入札参加資格等説明書、公募型指名競争入札参加申請書、公募型指名競争入札に係る誓約書、誓約書、契約書案	
5. 公募型指名競争入札の手続きに関する質問先	
計画調整局企画振興部 (総務担当)	〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所本庁舎 7 階 FAX 06-6231-3751 TEL 06-6208-7814
6. 仕様書の内容に関する質問先	
計画調整局建築指導部建築企画課	〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所本庁舎 3 階 FAX 06-6231-3751 TEL 06-6208-9295
7. その他事項	
(1) 公募型指名競争入札の申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。	
(2) 質問については、書面またはメールにて提出するものとする。また、提出期限は 10 月 3 日(金)午後 5 時までとする。 (本市開庁日 午前 9 時～午後 5 時 30 分 (午後 0 時 15 分～午後 1 時を除く)) 質問送付先メールアドレス: keityou-koubo@city.osaka.lg.jp 受付した質問については 10 月 8 日 (水) に当局ホームページ「入札契約情報」に掲載する。	
(3) 入札保証金免除とする。	
(4) 契約保証金は落札決定から契約締結の間に契約金額の 100 分の 5 以上を納付すること。 ただし、次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。	
① 落札者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書を提出したとき。	
② 落札者が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 1 回以上締結し、これをすべて過去 2 年の間に誠実に履行したと認められるとき。ただし、長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12 か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める。	
③ 契約金額が 500 万円未満であるとき。	